

八筑医発第27-581号
平成28年2月18日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

築上町「子ども医療費支給制度」助成拡大の実施について

築上町「乳幼児医療費支給制度」助成拡大の実施については、先般お知らせいたしましたが、同町より、「子ども医療費支給制度」について、平成28年4月1日診療分から子ども医療費の入院にかかる一部負担金を廃止する旨の通知が福岡県医師会よりありましたのでお知らせ致します。

なお、本件に関するお問い合わせについては、築上町役場住民課保険係（0930-56-0300）までご照会ください。

記

1. 受給対象者

- ・小学1年生から中学3年生

※生活保護の受給者、福祉施設（医療費が措置される施設）に入所中の方は対象外

※保護者の所得制限なし

2. 医療証について

- ・受給対象となる子どもに新たな「子ども医療証」を平成28年3月中に交付

医療証の色：ピンク色

有効期限：15歳に達する日以後の最初の3月31日まで

負担者番号：81401325（従来どおり）

受給者番号：変更なし

3. 一部自己負担金について

（一部負担金の額）

入院：無料

外来：医療機関ごとに1月当たり600円

調剤：無料

※入院時の食事代、居住費及び医療保険適用外の費用については従来どおり

4. 乳幼児医療費の請求方法

- ・現行の「子ども医療費」と同様